

DECREE 20/2017/ND-CPの規定に基づくベトナムでの移転価格税

制に関するガイダンスの概観

2020年7月



Content



移転価格文書の作 成免除に関する ルーリング



関連者間取引による費用の損金算入



個人が関連者と判断される場合



関連者間取引を持 つ企業に対する利 息費用の損金算入



ベトナムへの無形 資産の移転取引



経済協力開発機構(OECD)によるBEPS(税源浸食と利益移転)勧告のベトナムでの実施計画において、2017年5月から施行されている政令Decree 20/2017/ND-CP ("Decree 20")は、移転価格問題の管理強化のための画期的な節目となりました。

現在、Decree 20を改正する政令草案が公表されており、今年の早い時期に公布すべくパブリックコメントが募集されています(2020年7月1日施行予定とされています)。今回は、現行Decree 20の規定に基づくベトナムの移転価格税制について概要をイメージして頂けるように、各地方税務当局から最近発行された移転価格関係のルーリングをまとめてみました。

1. 移転価格文書の作成免除に関するルーリング



ハノイ市税務局によれば、診察治療サービスの分野で活動する 企業は、単純な機能の事業活動ではないため、Decree 20の第 11条第項2項第c号が規定する移転価格文書作成の免除対象には なりません。



ハイフォン市税務局によれば、関連者からの借入取引が生じた 場合、当該借入取引に関わる関連者間取引価格は、借入元金で はなく、発生した借入金利になります。



ビンズオン省税務局によれば、ベトナムで設立された会社による出資51%、日本で設立された会社による出資49%の株主構成からなる企業による当該課税年度の株主を相手とする関連者間取引が、多国籍企業ではないベトナムで設立された会社である株主との取引のみの場合、マスターファイルの作成義務を負いません。



4

2. 関連者間取引による費用の損金算入

ハイフォン市税務局によれば、関連者 により実施される集金代行取引のよう な単純な機能のサービスで売上高の一 部を手数料として計算する場合につい ては、関連者へ支払う金額が、当該 サービスの提供を受けた際に得る価値 に合致し、相応であることを証明でき る必要があります。従って、取引の価 値に相応しない金額については、関連 者に対して発生するこのような費用が 損金不算入となるリスクがあります。

ハノイ市税務局によれば、EBITDA (利払前・税引前・減価償却前利 益)の20%を超える利息費用額に対 応する外国契約者税費用は、法人所 得税の税額計算に際して損金に算入 することができます。

直近では、販売支援費に関する2020年 6月8日付けハノイ市税務局Official Letter 48057/CT-TTHTが発行されています。これによれば、売買仲介契約に基づいて関連者へ支払う販売支援費は、独立取引の原則に反する取引、売上計上に寄与しない取引に該当しませんので、法人所得税の税額計算に際して損金に算入することができます。

5



4. 関連者間取引を持つ企業に対する利息費用の損金算入



Decree 20の第8条第3項を改正する 2020年6月24日付け政令Decree 68/2020/ND-CPが発行されています。 弊社Grant Thornton Vietnamでは、関連者間取引を持つ企業に対する利息費用の損金算入に関連するこの新規定による改正事項をまとめた2020年7月1日付けニュースレターを発行させて頂いています。また、弊社からの具体的な対応策のご提案もさせて頂いておりますので、ご参照下さい。



上述の新規定以前には、2019年8月1日付け 税務総局Official Letter 3002/TCT-DNLで以 下のようなガイダンスがされています。

- 2017年5月1日以降2017年度末までに発生 した利息費用に対する規定の適用について は、借入契約の締結日が2017年5月1日以 前または以後を問いません。
- ・ 2017年5月1日以降2017年度末までの利益 計算を区別して行える場合、EBITDA(利払 前・税引前・減価償却前利益)の計算に使 用する各数値には、実際に発生した数値を 使用します。
- ・ 2017年5月1日以降2017年度末までの利益 計算を区別して行えない場合、EBITDA(利 払前・税引前・減価償却前利益)の計算に 使用する各数値には、2017年5月1日から年 度末までの月数に応じて案分した数値を使 用します。



それ以前にも、ハノイ市税務局 によるガイダンスが発行されて いました。期中における投資プロ ジェクト価額へ含めるべき資産 化条件を満たす利息費用は、損 金算入可能な利息費用を計算 するにあたり、期中に発生した利 息費用総額から除外します。



ホーチミン市税務局からは、 その他にも、EBITDA(利払 前・税引前・減価償却前利 益)がゼロ未満の場合、当 該年度の利息費用総額が 損金不算入となるというガイ ダンスが発行されています。

5. ベトナムへの無形資産の移転取引

技術移転契約の届出に関わるいくつかの論点に関するガイダンスとして、科学技術省からOfficial Letter 3050/BKHCN-DTG およびOfficial Letter 3457/BKHCN-DTGが発行されています。



- ▶ 2018年7月1日前に締結された技術移転契約を"期限延長"する 場合、技術移転の届出をする必要があります。
- ▶ 2018年7月1日前に締結された技術移転契約の内容を"改正"または"追加"する場合、契約当事者は、管轄当局への届出を行う権利、届出を行わない権利を持ちます。

以上のガイダンスは、ご参考目的のみに概要をまとめたものです。これらガイダンスは、個別企業の各々の状況に対する個別の回答かもしれません。これらガイダンスを類似であっても個別事情が異なる具体的事例に適用する場合には、実施する前に、専門家による慎重な検討、専門家へのご相談を頂く必要があります。弊社の正式なアドバイスに基づくことなく上記の情報を具体的事例に適用することにより生じるいかなる損額に対しても、弊社は責任を負いません。

以上の概要情報に関連して具体的なご質問がある場合、または、より詳細な資料をご要望の場合には、弊社Grant Thornton Vietnamの移転価格専門家へお問い合わせ下さい。

Contact

税務、会計、移転価格、労務、投資および税関、また、その他御社事業活動に関わる法令についてのアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 Tax Hub

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building 106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam **T** + 84 24 3850 1686

F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

National Head of Tax Services

D +84 24 3850 1618

E khoi.hoang@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing

D +84 327 345 053

E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Hoang Viet Dung

Senior Manager

D +84 24 3850 1687

E dung.hoang@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam

T + 84 28 3910 9100

F + 84 28 3910 9101

Nguyen Dinh Du

Tax Partner

D +84 24 3850 1620

E du.nguyen@vn.gt.com

Nguyen Vu Minh Tam

Senior Manager

D +84 28 3910 9145

E mtam.nguyen@vn.gt.com

Do Vu Bao Khanh

Manager

D +84 28 3910 9277

E khanh.do@vn.gt.com

